

## 2 高齢者プラン



# 高齢者プラン

## (高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

### ～ 高齢者が安心して元気で暮らせる環境を整えます ～

全国的に少子高齢化が進展する中で、本町においても現在は3人に1人以上が65歳以上の高齢者となっており、今後もこの割合は増加を続ける見込みとなっています。

こうした中で、高齢者が住み慣れた町で安心して生活できる保健福祉システムを構築することは、極めて重要な課題となっており、その課題に対し、目指すべき将来目標と基本理念を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明確にするため、老人福祉法及び老人保健法に基づき、本町では平成5年から老人保健福祉計画を策定してきました。平成18年6月に「健康保険法等の一部を改正する法律」が公布されたことによって「老人保健法」は「高齢者の医療の確保に関する法律」と改称され、平成20年4月1日の施行後、「市町村老人保健計画」は法定計画ではなくなりましたが、高齢者福祉と保健は一体的に取り組む必要があることから、引き続き高齢者保健福祉計画として策定しています。

また、心身機能の衰えからくる介護という問題を社会全体の課題として捉え、要介護者等の能力に応じ、自立した日常生活を営むための援助を目的に平成12年度に介護保険事業が導入されました。この事業の円滑な実施を計画的に実現するものとして、平成11年度において介護保険法に基づき介護保険事業計画を策定し、高齢者保健福祉計画と整合性を図りながら、一体的に推進しています。

介護保険事業計画は、3年ごとに見直しながら推進しており、平成30年度から令和2年度までの第7期介護保険事業計画期間においては、被保険者数や給付実績についてはおおむね見込み通りであり、第1号被保険者の保険料負担を抑えつつ事業を実施しました。

高齢者人口がピークを迎える2025年を目指した地域包括ケアシステムの推進、更には現役世代が急減する2040年を見据えながらこれまでの取組を継承発展させるものとして、令和3年度からの第8期介護保険事業計画を策定します。

#### ●根拠法令●

- ・ 高齢者保健福祉計画 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8
- ・ 介護保険事業計画 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条

● 施策の体系 ● ～ 高齢者が安心して元気で暮らせる環境を整えます ～

<基本理念>

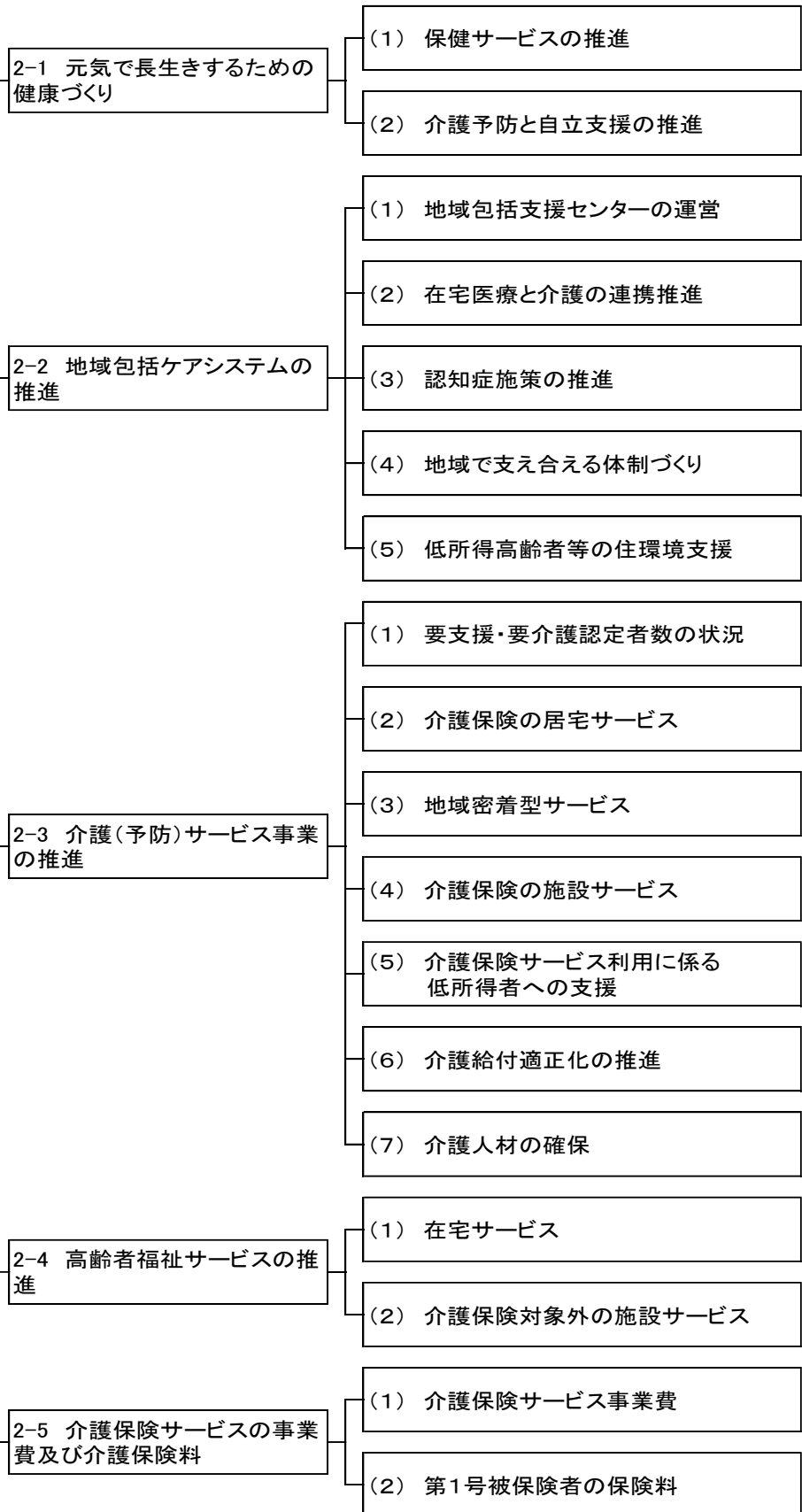
<基本目標>

<施策の方向>

**2 高齢者プラン**

(高齢者保健福祉計画・  
介護保険事業計画)

高齢者が安心して元気で  
暮らせる環境を整えます



● 施策の内容一覧 ●

保健サービスの推進	① 心身の健康づくりの推進	地域密着型サービス	② 夜間対応型訪問介護
	② 健康診査・がん検診の実施		③ 認知症対応型通所介護
介護予防と自立支援の推進	① 一般介護予防事業		④ 小規模多機能型居宅介護
	② 介護予防・生活支援サービス事業		⑤ 認知症対応型共同生活介護
	③ 介護予防ケアマネジメント業務		⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護
	④ 介護予防のための地域ケア個別会議		⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	⑤ 指定介護予防支援事業		⑧ 看護小規模多機能型居宅介護
地域包括支援センターの運営	① 総合相談・支援業務		⑨ 地域密着型通所介護
	② 権利擁護業務		介護保険の施設サービス
	③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	② 介護老人保健施設	
在宅医療と介護の連携推進	① 介護・医療・福祉の連携強化	③ 介護療養型医療施設・介護医療院	
	② 地域医療の充実	介護保険サービス利用に係る低所得者への支援	① 高額介護サービス費
認知症施策の推進	① 認知症高齢者等支援の充実		② 高額医療合算介護サービス費
	地域で支え合える体制づくり		① 多様な主体間の連携体制の構築
② 地域主体の仕組みづくりと人材育成		介護給付適正化の推進	① 介護給付適正化事業
③ 支え合い意識の醸成			介護人材の確保
④ 趣味や生きがいがづくり活動の推進		在宅サービス	
低所得高齢者等の住環境支援	① 低所得高齢者等住まい・生活支援事業		② 緊急通報装置貸与・給付事業
	介護保険の居宅サービス		① 訪問介護
② 訪問入浴介護			④ 軽度生活援助事業
③ 訪問看護			⑤ 老人日常生活用具給付等事業
④ 訪問リハビリテーション			⑥ 訪問理美容サービス事業
⑤ 通所介護			⑦ 生活管理指導短期宿泊事業
⑥ 通所リハビリテーション			⑧ 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり事業
⑦ 短期入所生活介護			⑨ 家族介護支援事業
⑧ 短期入所療養介護			⑩ 高齢者等暮らしの活動支援事業
⑨ 特定施設入居者生活介護		介護保険対象外の施設サービス	① 養護老人ホーム
⑩ 居宅療養管理指導			② 有料老人ホーム等
⑪ 福祉用具貸与		介護保険サービス事業費	① 居宅・地域密着型・施設サービスの給付費
⑫ 特定福祉用具販売			② 介護予防・地域密着型介護予防サービスの給付費
⑬ 居宅介護住宅改修			③ 介護保険標準給付見込額
⑭ 居宅介護支援			④ 地域支援事業費
地域密着型サービス	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第1号被保険者の保険料	① 第1号被保険者の保険料

## 2-1 元気で長生きするための健康づくり

### (1) 保健サービスの推進

#### 【現状と課題】

平成20年度からメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査・特定保健指導を各医療保険者が実施することとなり、40歳から74歳の国民健康保険加入者に対しては、保険者である町が特定健康診査を行い、健診によってメタボリックシンドローム該当者や予備群と判定された人については、特定保健指導を行っています。75歳以上の人については、岩手県後期高齢者（注1）医療広域連合の委託を受け、後期高齢者健康診査として本町が行っています。

また、本町における各種がん検診受診率については、国の目標である50%を下回っている状況です。がん検診は、がんの早期発見につなげるため受診率の向上が重要であり、検診により異常が発見された場合は、早期に適切な治療につなげるため、要精密検査の確実な受診勧奨を行っていく必要があります。

本町では、「がん」、「心臓病」、「脳血管疾患」が死因の約5割を占めていますが、これらの疾病は、生活習慣病であるとされ、メタボリックシンドロームとの関連が大きいといわれています。本町の国民健康保険加入者のメタボリックシンドローム該当者割合は、県内ワースト1位という状況が続いています。しかしながら、特定保健指導の実施率は低いのが現状であり、対象者自らが健康づくりに向けた生活習慣の改善に取り組めるような啓発や事業を展開する必要があります。

さらに、高齢者特有の健康課題としては、複数の慢性疾患の罹患に加え、身体的、精神・心理的、社会的な脆弱性といった多様な課題と不安を抱えた、いわゆるフレイル（注2）状態になりやすい傾向にあると言われています。一人ひとりの状態に応じた、きめ細やかな保健事業と介護予防を効果的かつ効率的に実施できるように、関係課や関係機関と連携した一体的な取組が重要になってきています。

また、本町における自殺死亡率は全国や岩手県と比較し高率で推移しており、特に60歳以上の男性の自殺死亡率が最も高い状況にあります。高齢者は、加齢による心身の衰えによる健康問題や介護問題、社会的役割の喪失感や孤独感など、さまざまな悩みや不安が生じやすいことが考えられ、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な支援を行うとともに、地域全体で自殺対策に取り組んでいく必要があります。

#### 【目指すべき状態】

町民の健康意識が高まり、主体的な健康づくりに取り組み、健診や各種がん検診等の受診率が向上し、病気の早期発見・早期治療が可能となり、高齢者が健康で心豊かな生活を送ることができる。

注1 後期高齢者：後期高齢者医療制度の対象となる75歳以上の高齢者及び一定以上の障がい状態にある65歳以上の高齢者（65歳以上75歳未満は前期高齢者）。

注2 フレイル：P89注3参照。

## 【施策内容と活動指標】

### ①心身の健康づくりの推進

施 策 内 容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一人ひとりの状態に応じた、食事指導や運動を取り入れた健康づくり教室を開催します。</li> <li>● メタボリックシンドローム予防に関する健康教室も併せて実施します。</li> <li>● 心の健康づくりの重要性について普及啓発をします。</li> <li>● 支えあえる地域づくりのため、<u>ゲートキーパー（注1）</u>の養成、傾聴ボランティアの育成をします。</li> <li>● 町民の健康意識の向上を図るとともに、自主グループへの活動支援を行い、健康づくりの基盤を整備します。</li> <li>● 心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。</li> <li>● 保健指導が必要と認められた人及びその家族等へ保健師が家庭を訪問し、個々に応じた生活習慣改善の指導を行います。</li> </ul>						健康子育て課 町民課 総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
集団健康教育	人	1,607	1,400	1,400	1,400	
	回	94	70	70	70	
健康相談	人	813	800	800	800	
	回	50	50	50	50	
特定保健指導実施率	%	13.4	19.0	22.0	25.0	

注1 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

②健康診査・がん検診の実施

施策内容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● メタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導を実施します。</li> <li>● 各種がん検診を実施し、がんの早期発見及び死亡率の減少を目指し、治療による身体的・精神的・経済的負担の軽減やQOL（生活の質）の向上につなげます。</li> <li>● 町民へがん検診や健康診査の重要性を普及啓発するとともに、がん検診の実施方法を検討し、受診率向上に取り組みます。</li> <li>● 各種がん検診精密検査対象者に受診勧奨し、がんの発見や治療につながるよう支援します。</li> </ul>						健康子育て課 町民課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
国保特定健診受診率	%	47.6	55	56	57	
後期高齢者健診受診率	%	52.3	52	52	52	
胃がん検診受診率※	%	17.3	17.5	17.7	18.0	
子宮頸がん検診受診率※	%	11.4	11.6	11.8	12.0	
肺がん検診受診率※	%	31.9	32.2	32.6	33.0	
乳がん検診受診率※	%	13.7	14.1	14.5	15.0	
大腸がん検診受診率※	%	31.5	31.7	31.8	32.0	
精密検査受診率	%	82.4	82.6	82.8	83.0	

※がん検診受診率：40歳から69歳の国保加入者のうち、がん検診を受診した者の割合（ただし、子宮頸がん検診は20歳から69歳の国保加入者）。



## 【成果目標】

成果目標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5
メタボリックシンドローム該当者割合※ <sup>1</sup>	%	28.3	21.3	17.7	14.1
メタボリックシンドローム予備群者割合※ <sup>1</sup>	%	11.7	8.9	7.4	5.9
自殺死亡率※ <sup>2</sup>	%	24.6	0	0	0

※<sup>1</sup>メタボリックシンドローム該当者割合・予備群者割合：特定健診の結果、腹囲が85cm以上、女性90cm以上で、3つの項目（血圧、血糖、脂質）のうち2つ以上の項目が基準値を外れている場合はメタボリックシンドローム該当者、3つの項目（血圧、血糖、脂質）のうち1つが基準値を外れている場合は、メタボリックシンドローム予備群者とされる。

※<sup>2</sup>自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者の割合（自殺者数÷人口×10万）。

## (2) 介護予防と自立支援の推進

### 【現状と課題】

町の人口は年々減少していますが、高齢者数は増加しており、団塊の世代(注1)が75歳以上となる2025年には高齢化率は40%を超えると予想されています。

介護保険法第4条には国民の努力義務として介護予防と自立支援の必要性が示されており、住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活を送るためには介護予防と自立支援の推進がとても重要と言えます。

介護予防事業は、65歳以上の高齢者すべての方を対象に実施しています。介護予防に資する住民主体の通いの場(注2)を充実させることで、身体を動かす習慣を持ち高齢者が陥りやすいフレイル(虚弱状態)(注3)や生活不活発の状態、閉じこもりを予防することにつながります。また、参加することで、人と人とのつながりや社会とのつながりをいつまでも持ち続けることで、見守りや生活支援の場にもなりえます。特に、介護予防に効果があると実証されているシルバーリハビリ体操を取り入れた通いの場の普及啓発に取り組んでいます。

しかし、シルバーリハビリ体操を行う通いの場を充実するためには、体操指導者等の地域の担い手やボランティアの発掘と養成が急務となっています。

今後は、体操指導者の養成とともに、通いの場などにおいて高齢者一人ひとりの状態に応じた、きめ細やかな保健事業と介護予防を効果的かつ効率的に実施できるように、関係課や関係機関と連携した一体的な取り組みを行っていきます。

さらに、要支援認定を受ける方が増加しており、町では介護支援専門員を雇用し、介護予防のためのサービスを適切に利用し、自立を支援するための介護予防ケアプラン(注4)を提供しているほか、町内外の事業所にも委託し高齢者一人一人に対して責任をもって支援しています。お世話型から自立支援型のケアマネジメント(注5)への転換を図り、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス実施により、要支援状態からの自立促進や重症化予防を進めていく必要があります。

また、個人の自立支援を促進するため、専門の多職種の助言を踏まえ高齢者一人ひとりの支援方法について検討する地域ケア個別会議を開催しており、個別ケースの支援とともに高齢者のQOLの向上を目指します。

### 【目指すべき状態】

各地域で介護予防や健康づくりにつながる活動が広がり定着することで、高齢者が自ら介護予防や健康づくり活動を行うことで、住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けることができる。

注1 団塊の世代：昭和22年から24年ごろの第一次ベビーブームに生まれた世代で、約800万人にのぼる。

注2 住民主体の通いの場：月1回以上介護予防に資する体操などを住民が主体となって継続して実施する通いの場。

注3 フレイル（虚弱状態）：要介護状態に至る前段階として位置づけられ、身体的脆弱性のみならず精神的心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態。体重減少や疲れやすい、歩行速度の低下、気力の低下など、加齢により心身が老い衰えた状態。

注4 ケアプラン：個々のニーズに合わせた適切な保険・医療・福祉サービスが提供されるように、介護支援専門員を中心に作成される介護計画のこと。

注5 ケアマネジメント：生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に必要とされるすべての保険・医療・福祉サービスを受けられるよう調整することを目的とした援助展開の方法。

## 【施策内容と活動指標】

### ①一般介護予防事業

施策内容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護予防普及啓発事業により、介護予防に関する知識の普及・啓発をします。</li> <li>● 地域介護予防活動支援事業により、地域における住民主体の介護予防活動を支援するため、シルバーリハビリ体操指導者を養成し、住民主体の通いの場づくりを進めます。</li> <li>● 筋力向上トレーニング事業受講者による自主活動クラブを支援します。</li> <li>● <u>リハビリテーション</u>（注1）関係者による自立支援のための事業を検討します。</li> </ul>						総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
介護予防普及啓発事業 延べ参加者数	人	2,227	2,100	2,000	2,000	
地域介護予防活動支援 事業延べ参加者	人	6,052	6,100	6,200	6,300	
シルバーリハビリ体操 活動している指導者数	人	25	35	40	45	
シルバーリハビリ体操 を実施する住民主体の 通いの場箇所数	か所	13	17	19	21	

### ②介護予防・生活支援サービス事業

施策内容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスにおける多様なサービスの創設について検討します。</li> <li>● 住民や地域の団体などが高齢者支援のための活動に取り組むような仕組みづくりを検討します。</li> </ul>						総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
介護予防・生活支援 サービス事業数	事業	2	3	3	3	

注1 リハビリテーション：心身に障害を持つ人の人間的復権を理念として、障がい者の能力を發揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術。

③介護予防ケアマネジメント業務

施策内容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者の自立支援を考えながら、総合事業の対象となる利用者に対して介護予防ケアプランを作成します。</li> <li>● 介護予防・生活支援サービスの提供量を確保し、介護予防サービス事業者と関係機関との連絡調整などを行います。</li> <li>● 定期的に状況を把握し、体調や環境などの変化に応じて随時介護予防ケアプランを見直しします。</li> </ul>						総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
介護予防ケアマネジメント件数	件	1,121	1,100	1,100	1,100	

④介護予防のための地域ケア個別会議

施策内容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者本人の自己決定を尊重しながら、その実現に向けた具体的な方法について専門職のアドバイスをいただきながら検討する自立支援サポート会議を開催します。</li> </ul>						総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
自立支援サポート会議事例件数	回	6	10	12	12	

⑤指定介護予防支援事業

施策内容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービスを適切に利用することができるよう、介護予防サービス計画を作成します。</li> <li>● 介護予防サービスの提供量を確保し、介護予防サービス事業者と関係機関との連絡調整などを行います。</li> <li>● 定期的に状況を把握し、体調や環境などの変化に応じて随時介護予防ケアプランを見直しします。</li> </ul>						総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
介護予防サービス計画 作成延べ件数	人	1,959	2,000	2,000	2,000	

【成果目標】

成果目標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5
介護予防に資する住民主体の 通いの場への高齢者の参加者 割合※	%	4.9	6.0	6.5	7.0

※介護予防に資する住民主体の通いの場への高齢者の参加者割合：シルバーリハビリ体操を実施する住民主体の通いの場とレインボー健康体操参加者、活動している指導者の実人数をもとに算定。

## 2-2 地域包括ケアシステムの推進

### (1) 地域包括支援センターの運営

#### 【現状と課題】

町では、高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう支援する拠点として平成18年度に地域包括支援センターを設置しました。

地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士(注1)、主任介護支援専門員の3職種を配置し、高齢者や介護者を支援する総合相談支援業務、高齢者の権利を守るための権利擁護業務、高齢者に関わる関係者間の連携・協働の体制づくりや介護支援専門員の支援などを行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などを、3職種の職員が中心となり、関係機関と連携しながら推進しています。これらの業務のうち総合相談支援業務については、近年増加している複合的な課題を抱えるケースに対し、適切な機関・サービスにつなぎ継続的にフォローをするよう努めています。

介護予防支援事業として、要介護状態等の軽減や悪化の防止のため要支援認定者のケアプランの作成を行っており、今後も要支援認定者が増加すると見込まれるため町内外の居宅介護支援事業所へ委託するなど適切に対応していきます。

また、その他関連する事業として、一般介護予防事業、生活支援体制整備事業、認知症(注2)総合支援事業、高齢者生活支援事業、老人ホーム入所保護措置事業などを行っており、高齢者支援の充実を図っています。

さらに、地域包括支援センターの事業の実施状況について評価を行うことが義務化され、市町村(保険者)と地域包括支援センターが現状を共有し、効果的な事業計画と評価システムの構築が必要です。

#### 【目指すべき状態】

高齢者やその介護者が必要な情報を得ることができ、困ったときには相談できる場所があり、安心して生活することができる。

注1 社会福祉士：社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された国家資格。高齢者・障がい者・児童などすべての領域を対象とした相談援助の福祉専門職。

注2 認知症：後天的な脳の器質的障がいにより、記憶力や判断力などの認知機能が低下し、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態を指す。人によっては「怒りっぽくなる」、「不安になる」などの症状も表れる。

## 【施策内容と活動指標】

### ①総合相談・支援業務

施 策 内 容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域包括支援センターが高齢者の相談窓口であることを繰り返し周知します。</li> <li>● 相談者のニーズを的確に把握し、サービスや関係機関及び制度の利用につなげる支援をします。</li> <li>● 地域や関係機関と連携しながら高齢者の支援をします。</li> <li>● 高齢者福祉サービスや介護保険サービスなどについての情報提供や申請代行をします。</li> </ul>						総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
相談延べ人数※	人	1,530	500	500	500	

※集計方法の変更。令和元年度はケアマネジャー業務を含む。



②権利擁護業務

施策内容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者が安心して生活できるよう権利擁護に関する情報提供を行います。</li> <li>● 判断能力が不十分な高齢者等の権利を擁護するため、成年後見制度の利用が必要な方が適切に制度を利用できるように支援します。</li> <li>● 身寄りが無いなどの理由で成年後見の利用ができない方に対し、成年後見制度利用支援事業による町長申し立てを行うとともに、その申し立てに要する費用及び成年後見人等への報酬費用の助成を行います。</li> <li>● 虐待等により保護する必要がある高齢者の状況を把握し、老人福祉施設等の利用に繋ぐと共に、その家族に対する支援を行います。</li> <li>● 消費者被害の事例があった場合には消費者行政担当と連携し、介護支援専門員及び関係機関等と情報共有しながら問題解決や被害の防止に努めます。</li> </ul>						総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
権利擁護相談件数	件	18	20	20	20	
権利擁護相談のうち高齢者虐待相談件数	件	6	10	10	10	

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

施策内容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域における包括的・継続的なケアを実施するため、地域の介護支援専門員と関係機関の連携体制を構築します。</li> <li>● 地域の主任介護支援専門員と協働しての事例検討会や研修会を実施し、介護支援専門員の実践力向上及び介護支援専門員同士のネットワーク（注1）構築を推進します。</li> <li>● 介護支援専門員等からの個別の事例の支援に関する相談に対応します。</li> </ul>						総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
介護支援専門員研修会開催回数	回	5	4	4	4	
主任介護支援専門員勉強会開催回数	回	12	10	10	10	

注1 ネットワーク：一般的な意味は、放送網、通信網、回線網のこと。関係分野における情報網等による連絡組織のことも表す。

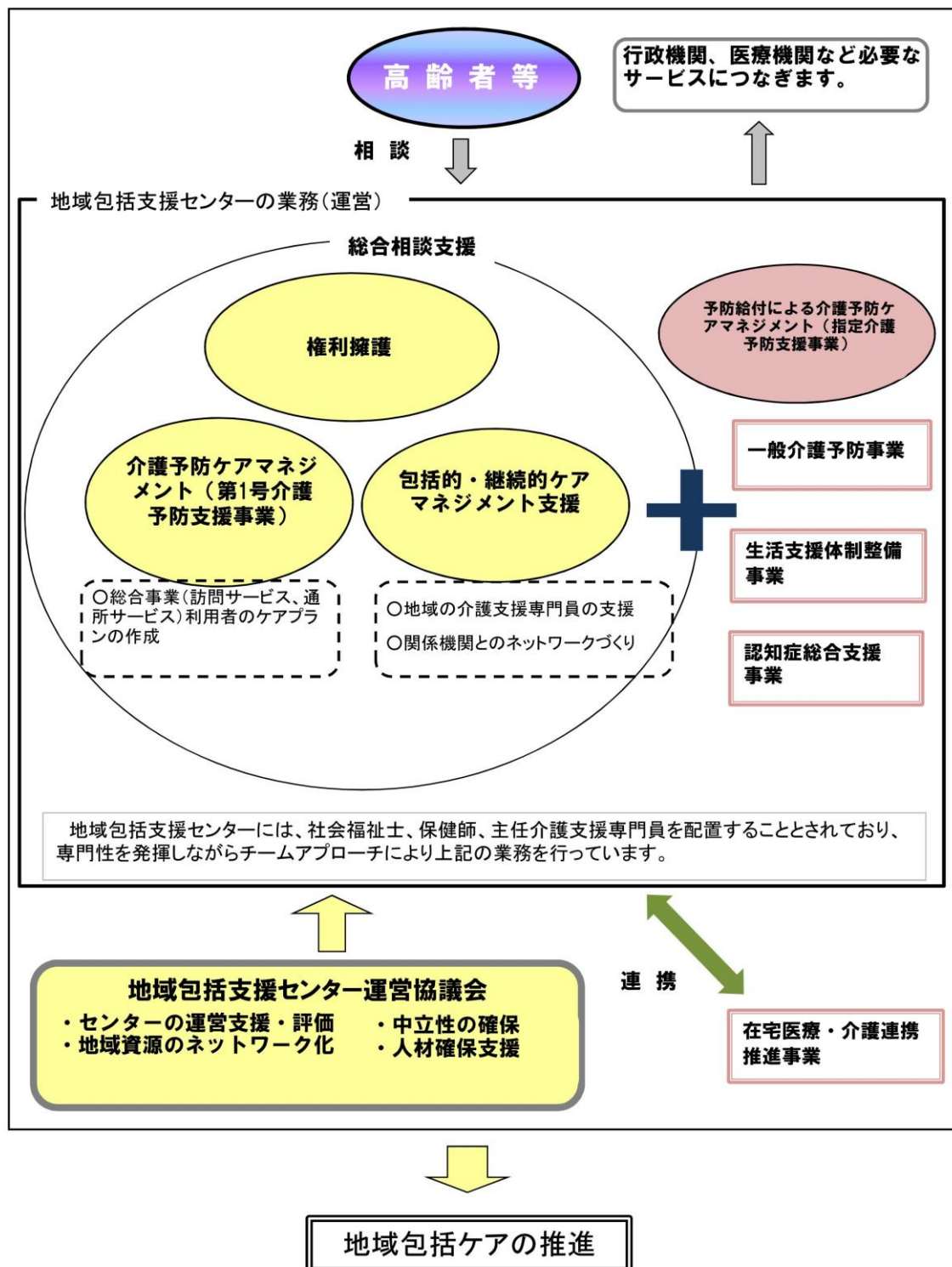
**【成果目標】**

成果目標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5
相談対応率 <sup>※1</sup>	%	100	100	100	100
地域包括支援センター認知度 <sup>※2</sup>	%	64.3	—	—	75

※1 相談対応率：総合相談・支援業務の延べ相談者に対する対応率。

※2 地域包括支援センター認知度：要介護の認定を受けていない人を対象としたニーズ調査（3年に1回）による認知度。

○ 地域包括支援センターの機能



## (2) 在宅医療と介護の連携推進

### 【現状と課題】

高齢化の進展に伴い、加齢によって生じる慢性疾患等の罹患や要介護状態になるなどの健康上の不安を抱えながらも、自分らしく生活できる地域社会の構築が求められます。このことから、在宅医療や自宅での看取りなど、それに伴う家族の介護負担の軽減が求められており、医療機関、居宅介護事業所、訪問看護事業所等の関係者が情報の共有を図るためのネットワークづくりが重要となっています。

認知症についても、支援に携わる医療及び介護等関係機関の情報共有、連携の必要性はこれまで以上に高まっています。

在宅医療においては、医療的ケアとして褥瘡管理、経管栄養管理を行うことが多く、在宅医療が必要になる前の生活が比較的自立している頃からの高齢者の低栄養予防が重要であると考えられるため「食べること」を大切にされた健康教室や個別指導・相談の取組みを実施していく必要があります。今後は、住民の健康的な生活の向上に向けて、保健・医療・福祉の連携により、健診・介護予防と医療が密接につながった効果的な事業を展開していく必要があります。

### 【目指すべき状態】

医療機関及び関係機関の連携が図られ、医療従事者の体制が整い、在宅医療が充実し、いつでも誰でも安心して受診できる。また、疾病予防の取組みが定着し、住民の健康意識が高まっている。

### 【施策内容と活動指標】

#### ① 介護・医療・福祉の連携強化

施策内容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護・医療・福祉の各関係者による意見交換会及び事例検討会を実施します。</li> <li>● 他の職種への理解を深めることを目的とした勉強会や事業所見学等を開催します。</li> <li>● 保健・医療・福祉関係事業所が主体的に連携できるよう、顔の見える関係づくりを支援します。</li> <li>● 医療機関及び介護事業所、訪問看護ステーション等の連携体制の構築に取り組みます。</li> <li>● 町の広報誌や町民向けの講演会等により在宅医療等の周知を行います。</li> <li>● 患者（利用者）の情報を複数の支援者で共有できる仕組み作りについて検討します。</li> </ul>						健康子育て課 雫石診療所 総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
意見交換会及び研修会 開催回数	回	13	8	10	10	

②地域医療の充実

施策内容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療情報の発信と疾病予防の取組み等により健康意識の普及・啓発に取り組めます。</li> <li>● 雫石診療所の機能強化を図るとともに、医療連携室を中心に他の医療機関や福祉事業所等と連携した入退院支援に取り組めます。</li> <li>● 訪問診療・往診体制の強化に取り組めます。</li> <li>● 訪問看護の理解を深め在宅療養支援能力を高めるため、看護師の研修を行います。</li> </ul>						健康子育て課 雫石診療所 総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
訪問診療延べ人数	人	503	500	500	500	
町広報紙での医療情報 発信件数	件	12	12	12	12	

【成果目標】

成果目標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5
在宅医療の認知度	%	68.0	70	71	72

## (3) 認知症施策の推進

### 【現状と課題】

65 歳以上の高齢者の約 4 人に 1 人が認知症またはその予備軍といわれています。高齢化に伴い、認知症の方はさらに増えていくと見込まれ、多くの人にとって認知症は身近なものとなっています。

国では「認知症施策推進大綱」を策定し、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会の実現を目指すこととしています。

認知症施策推進大綱の中では、認知症施策は認知症の本人及び家族の意見を踏まえて立案・推進することとされていますが、認知症の本人が自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合える場がほとんどないため、新たに本人の意見を把握していく機会を設ける必要があります。

認知症に関する相談に対しては、認知症地域支援推進員の配置や、専門職がチームとなって医療や介護サービスに早期につなぐ支援を行っています。しかし、相談窓口の認知度は低く、認知症ケアパス等を用いてさらに周知を進める必要があります。

また、在宅で介護をしている介護者の主な不安として「認知症状への対応」が最も多く挙げられていることから、認知症カフェ等による家族への支援強化が求められます。

地域での支援体制に関しては、本町の認知症サポーター養成講座の受講者は延べ約 6,000 人と非常に多い状況ですが、ネットワークづくりや活用には至っていないのが現状です。今後は子ども世代や企業などサポーターの幅を広げるとともに、サポーターのフォローアップを図り、認知症の方や家族のニーズに応じた支援を行える体制づくりを進める必要があります。

### 【目指すべき状態】

認知症になっても、周囲や地域の理解や協力のもと、自分の持つ力を活かしながら住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けることができる。

## 【施策内容と活動指標】

### ①認知症高齢者等支援の充実

施 策 内 容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の知識や対応の仕方などについて町民に周知します。認知症サポーターステップアップ講座の開催により、サポーターのスキルアップを行います。</li> <li>● 認知症地域支援推進員の配置や認知症初期集中支援チームの設置により、認知症に関する相談や認知症支援の拡充に努めます。</li> <li>● 医療機関や関係機関と連携し、認知症になっても安心して暮らせる支援体制づくりに努めます。</li> <li>● 状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめた認知症ケアパス等を活用し、相談窓口の周知を行います。</li> <li>● 認知症の方やその家族が、地域の人や専門職と相互に情報共有し、お互いを理解しあう場として認知症カフェを実施します。</li> <li>● SOSネットワークシステムの活用と、履物用ステッカー（個人ごとの登録番号を附番）を配布し、所在不明時の身元の早期確認に努めます。</li> </ul>						総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
認知症サポーター養成講座回数	回	6	7	8	8	
認知症初期集中支援チームの設置数	チーム	1	1	1	1	

## 【成果目標】

成果目標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5
認知症カフェ延べ参加者数	人	95	95	100	100
認知症サポーター養成講座修了者数（累計）	人	5,979	6,200	6,350	6,500

## (4) 地域で支え合える体制づくり

### 【現状と課題】

現在、町内の人口は減少傾向にあるものの、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、隣近所での見守りや買い物、草刈りなどの軽度の生活援助の需要が高まってきています。

さらに、ボランティア活動やサークルなど地域での活動に参加していない高齢者が増加し、隣近所での支え合い意識が希薄になっている地域もあり、地域コミュニティ(注1)活動などを通して支え合い意識の醸成に努める必要があります。

一方で、要介護認定を受けていない元気な高齢者も多いことから、高齢者自身もできるだけ地域で社会参加できる機会を増やし生きがいをづくりを進め、今後人口減少により見込まれる介護人材の不足を補い、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことが必要となります。

このことから、地域における関係者間のネットワーク構築や、生活支援の担い手の養成やサービス開発等の資源開発などをおこなう生活支援コーディネーター(注2)(地域支え合い推進員)を配置し、地域の助け合いや支え合いを推進する活動を行っています。また、高齢者や中高生など、全住民が無理なく役割を持って地域に関わり、行政との役割分担のもと地域主体で地域課題を解決する仕組みづくりを推進しています。持続可能な仕組みに向け、今後さらに町民全体の当事者意識と支え合い意識の向上にむけた支援が必要です。

### 【目指すべき状態】

地域において高齢者が趣味や生きがいをづくり活動をいきいきと行っている。また、住民一人ひとりが自分の住んでいる地域に関心を持ち、役割をもって地域活動に参加することで地域コミュニティが活性化し、隣近所の見守りや軽度の生活援助による支え合い活動が定着している。

注1 コミュニティ：居住地域を同じくする共同体のこと。通常、地域社会と訳される。

注2 コーディネーター：仕事の流れを円滑にする調整者のこと。社会福祉の援助において、他の職種の人の調整役。



## 【施策内容と活動指標】

### ①多様な主体間の連携体制の構築

施策内容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● NPO法人、民間企業、社会福祉法人などの多様な支援主体により、必要な生活支援の活動・サービスを創出、持続、発展させるための連携・協議の場を開催します。</li> <li>● 地域の助け合い、支え合いを推進する生活支援コーディネーターを配置します。</li> </ul>						総合福祉課 地域づくり推進課 社会福祉協議会
活動指標	単位	R元実績値	R3	R4	R5	
生活支援体制整備推進協議体会議の開催	回	4	4	4	4	

### ②地域主体の仕組みづくりと人材育成

施策内容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域づくり計画に基づいた住民主体の高齢者福祉活動を支援します。</li> <li>● 地域コミュニティ組織の形成を支援します。</li> <li>● 地域活動の場に出向いての情報提供・研修等を行います。</li> <li>● 活動団体や地域活動の事例を町広報紙やホームページ等で情報発信します。</li> <li>● 生活支援サービス・支援の担い手となる地域ボランティアを養成します。</li> </ul>						地域づくり推進課 総合福祉課 社会福祉協議会
活動指標	単位	R元実績値	R3	R4	R5	
地域コミュニティ研修会実施回数*	回	27	30	35	40	
地域での研修・情報提供回数	回	1	12	15	20	
ボランティア運営協議会事業実施回数	回	2	2	2	2	

※地域コミュニティ研修会実施回数：地域コミュニティ組織の内、選択講座を実施した組織数。

③支え合い意識の醸成

施策内容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域における助け合い・支え合いの地域づくりについて、住民を対象として啓発活動を行います。</li> <li>● 地域コミュニティ団体主催の研修会と連動し、地域全体の意識向上と効果的な組織活動の支援を行います。</li> </ul>						総合福祉課 地域づくり 推進課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
地域コミュニティへの 啓発回数	回	64	66	66	66	
地域コミュニティ団体 主催の研修会回数	回	4	4	5	5	

④趣味や生きがいづくり活動の推進

施策内容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者が心身ともに健康で元気に生活ができるよう、多様な趣味や生きがいづくり活動を支援します。</li> <li>● 元気な高齢者の活躍の場として<u>シルバー人材センター</u>（注1）の活動を支援します。</li> <li>● 老人クラブや自主活動グループなど、高齢者が社会参加できる団体の活動を支援します。</li> <li>● グラウンドゴルフや輪投げなど高齢者もできるスポーツの普及・推進に取り組みます。</li> </ul>						総合福祉課 社会福祉協 議会 生涯学習ス ポーツ課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
シルバー人材センター 登録人数	人	80	90	100	110	
シルバー人材センター 活動延べ人数	人	2,735	2,900	3,050	3,200	
老人クラブ数	団体	37	36	36	36	
老人クラブ会員数	人	1,128	1,100	1,100	1,100	
グラウンドゴルフ協会 65歳以上加入者数	人	116	120	120	120	

注1 シルバー人材センター：60歳以上の高齢者が自立的に運営する公益法人で、会員である高齢者の能力や希望に応じて臨時的・短期的な仕事を供給する。

**【成果目標】**

成果目標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5
<u>地域コミュニティ機能を有する行政区率*</u>	%	100	100	100	100

※地域コミュニティ機能を有する行政区率：地域コミュニティ機能を有する行政区／町内行政区数

## (5) 低所得高齢者等の住環境支援

### 【現状と課題】

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加している中、住まいの老朽化や入院・入所等により長期間家を空けたことにより自宅での生活が難しくなり、地域での生活が難しくなる高齢者も増えてきています。

地域の社会資源を効果的に利用すれば、措置入所せずに地域で暮らすことができる場合もあることから、平成 26 年 10 月より厚生労働省が実施した「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を町が社会福祉法人に委託して実施してきました。また、平成 29 年 4 月からは町単独事業として社会福祉法人に委託して実施しています。

今後も一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯は増加することが見込まれ、その住環境を支援していく必要があることから、住宅改修等事業と併せて継続して事業を推進していく必要があります。

### 【目指すべき状態】

空き家等を活用した住環境が整備され、地域生活を希望する低所得高齢者等が、必要な生活支援を受けながら安心して生活を送ることができる。

### 【施策内容と活動指標】

#### ①低所得高齢者等住まい・生活支援事業

施 策 内 容						担当課等
● 低所得・低資産であって、社会的なつながりによる支援が乏しい等の理由により、地域での居住を継続することが困難となっている高齢者等が、できるだけ安定的・継続的に地位生活を営めるよう、町内の空き家等を活用し生活支援を行います。						総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
利用者数	人	6	6	7	8	

## 2-3 介護(予防)サービス事業の推進

### (1) 要支援・要介護認定者数の状況

#### 【現状と課題】

介護保険の被保険者は、65歳以上の第1号被保険者と、40歳から64歳までの第2号被保険者で構成されており、第1号被保険者は総人口の減少の影響もあり、自然推計では令和2年度をピークに徐々に減少していく傾向となっています（表1参照）。

また、介護（予防）サービスを利用するためには、要介護（要支援）認定を受ける必要がありますが、今後の高齢化の進展状況から、要介護（要支援）認定を受けている方の人数（認定者数）は、年々増加していくものと予想されます（表2参照）。

こうした状況から、高齢者が介護（予防）サービスを受けながら、可能な限り心身の機能を維持した状態で住み慣れた地域の中で生活していくため、町内を1つの日常生活圏域として設定し、介護度の重度化を防ぐ取組を行えるよう事業を継続しています。

○表1 被保険者数

(単位：人)

	第7期実績値			第8期見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者	5,897	5,965	6,031	6,019	6,007	5,997
第2号被保険者	5,372	5,232	5,091	4,994	4,896	4,798
計	11,269	11,197	11,122	11,013	10,903	10,795

○表2 要介護（要支援）認定者数

(単位：人)

	第7期実績値			第8期見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定者数	1,087	1,117	1,150	1,185	1,191	1,208
要支援1	196	212	221	232	233	237
要支援2	115	130	139	142	145	148
要介護1	184	185	180	188	191	190
要介護2	169	161	146	148	149	151
要介護3	111	111	139	148	146	149
要介護4	168	160	163	161	161	166
要介護5	144	158	162	166	166	167

資料：表1、2とも第7期実績値は介護保険事業状況報告、第8期見込値は総合福祉課推計による

## (2) 介護保険の居宅サービス

### 【現状と課題】

居宅サービスについては、要介護認定者の増加によりサービス利用量が上昇しています。

今後も、居宅サービス利用量は増加することが見込まれることから、引き続き、要介護状態区分や家族状況等に基づいた適切なサービス量の確保と、対象者への適正なサービス利用の周知に努めていく必要があります。

### 【目指すべき状態】

介護サービス利用者の意欲が高まり、要介護者（要支援者）（以下「要介護者等」という。）が生きがいを持って可能な限り自立した日常生活を営むことができる。

### 【施策内容と活動指標】

#### ①訪問介護

施策内容						担当課等
● 要介護者等の自宅にホームヘルパーが訪問し、日常生活上の支援を行います。						総合福祉課
サービス見込み量	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
延利用日数	日	17,834	18,699	18,768	19,062	

#### ②訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

施策内容						担当課等
● 入浴を必要とする要介護者等の自宅に移動入浴車が訪問し、看護師や介護士による入浴介護を行います。						総合福祉課
サービス見込み量	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
延利用日数	介護	日	612	737	828	
	予防	日	0	0	0	0

③訪問看護（介護予防訪問看護）

施策内容							担当課等
● 要介護者等の自宅に看護師や保健師、 <u>理学療法士（注1）</u> などが訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。							総合福祉課
サービス見込み量		単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
延利用日数	介護	日	3,212	2,760	2,938	3,077	
	予防	日	1,116	1,491	1,612	1,654	

④訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

施策内容							担当課等
● 要介護者等の自宅に <u>理学療法士</u> や <u>作業療法士（注2）</u> などが訪問し、リハビリテーションの指導を行います。							総合福祉課
サービス見込み量		単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
延利用日数	介護	日	2,696	3,084	3,138	3,215	
	予防	日	1,562	1,518	1,532	1,548	

⑤通所介護

施策内容							担当課等
● デイサービスセンター等において、日帰りで、要介護者等の必要な日常生活上の世話と機能訓練を行います。							総合福祉課
サービス見込み量		単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
延利用日数		日	13,836	16,692	17,056	17,578	

注1 理学療法士：障がいがある者に対して、身体機能の基本的動作能力の回復を図るために援助を行うことを目的としたリハビリテーション医療に従事している専門職。

注2 作業療法士：医師の指示のもとに、身体又は精神に障がいのある者に手工芸、その他の作業を行わせ、主としてその応用的動作能力や社会適応能力の回復を図ることを業務内容とする職種。

⑥通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

施策内容							担当課等
● 介護老人保健施設や医療機関などにおいて、日帰りで要介護者等のリハビリテーションを行います。							総合福祉課
サービス見込み量		単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
延利用日数	介護	日	7,350	6,827	6,884	6,980	
	予防	日	4,675	4,974	5,016	5,091	

⑦短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

施策内容							担当課等
● 一時的（緊急時を含む）に居宅において日常生活を営むことに支障が生じた要介護者等に対して、介護や日常生活上の世話、機能訓練を行います。							総合福祉課
サービス見込み量		単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
延利用日数	介護	日	11,591	17,060	19,595	19,972	
	予防	日	436	802	859	859	

⑧短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

施策内容							担当課等
● 一時的（緊急時を含む）に居宅において日常生活を営むことに支障が生じた要介護者等に対して、看護や医学的な管理のもとで介護や機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行います。							総合福祉課
サービス見込み量		単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
延利用日数	介護	日	293	586	586	686	
	予防	日	12	0	0	0	



⑨特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）

施策内容							担当課等
● 有料老人ホーム（注1）等の特定施設に入居している要介護者等に介護や日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をを行います。							総合福祉課
サービス見込み量		単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
延利用人数	介護	人	26	48	48	48	
	予防	人	0	0	0	0	

⑩居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

施策内容							担当課等
● 要介護者等に対し、医師、歯科医師、管理栄養士などが療養上の管理と指導を行います。							総合福祉課
サービス見込み量		単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
延利用人数	介護	人	605	696	696	720	
	予防	人	107	144	156	156	

⑪福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

施策内容							担当課等
● 要介護者等の自立支援や介護負担軽減を図るため、車椅子や特殊ベッドなど特定の福祉用具を貸与します。							総合福祉課
サービス見込み量		単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
延利用人数	介護	人	2,694	2,630	2,677	2,724	
	予防	人	899	1,068	1,128	1,140	

注1 有料老人ホーム：高齢者等を入所させ、食事の提供その他の日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設で、老人福祉施設でないものをいう。

⑫特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）

施策内容							担当課等
● 要介護者等が自宅での入浴・排せつをしやすくするための福祉用具を購入した場合、購入費の支給を行います。							総合福祉課
サービス見込み量		単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
延利用人数	介護	人	33	34	35	36	
	予防	人	16	24	33	36	

⑬居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）

施策内容							担当課等
● 要介護者等の転倒を防いだり、入浴や排せつをしやすくするために小規模な住宅改修をした場合、改修費用の支給を行います。							総合福祉課
サービス見込み量		単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
延利用人数	介護	人	9	13	15	18	
	予防	人	13	18	20	25	

⑭居宅介護支援（介護予防支援）

施策内容							担当課等
● 要介護者等が居宅サービス等を適切に利用できるように居宅介護支援事業所の介護支援専門員（介護予防については地域包括支援センター）がケアマネジメントを行います。また、必要に応じて施設の紹介等を行います。							総合福祉課
サービス見込み量		単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
利用件数	介護	件	4,639	4,560	4,584	4,632	
	予防	件	1,930	2,076	2,136	2,148	

### (3) 地域密着型サービス

#### 【現状と課題】

高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、町内には認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)2か所、認知症対応型通所介護事業所1か所があります。利用者並びに利用者家族の認知症への理解が進んでおり、利用者も順調に推移しています。

また、町内には4か所の地域密着型通所介護事業所に加えて、1か所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業があり、地域に根付いたサービスを提供しています。今後も利用ニーズを的確に把握し適切にサービス提供事業者の確保に努めていく必要があります。

#### 【目指すべき状態】

地域密着型サービス等の展開により、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、最後まで自分らしく生活を送ることができる。

#### 【施策内容と活動指標】

##### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

施策内容						担当課等
● 訪問看護と訪問介護を一体的に又は密接に連携しながら、重度者を始めとした要介護者等の在宅生活を支えるため、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。						総合福祉課
サービス見込み量	単位	R元 実績値	R3	R4	R5	
利用人数	人	1	2	3	4	

##### ②夜間対応型訪問介護

施策内容						担当課等
● 夜間、要介護者の自宅へ定期的又は連絡によりホームヘルパーが訪問し、介護や日常生活上の世話をを行います。						総合福祉課
サービス見込み量	単位	R元 実績値	R3	R4	R5	
利用人数	人	—	—	—	—	

③認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

施策内容							担当課等
● 町内のデイサービスセンターなどにおいて、日帰りで、認知症の要介護者等に介護や日常生活上の世話及び機能訓練を行います。							総合福祉課
サービス見込み量		単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
延利用日数	介護	日	1,474	1,577	1,585	1,597	
	予防	日	83	68	72	78	

④小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

施策内容							担当課等
● 要介護者等に町内のサービス拠点に通所又は短期間の宿泊をしていただき、介護や日常生活上の世話及び機能訓練を行います。							総合福祉課
サービス見込み量		単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
利用回数	介護	回	86	—	—	—	
	予防	回	0	—	—	—	

⑤認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

施策内容							担当課等
● 家庭的な環境の共同生活場所で、認知症の要介護者等に介護や日常生活上の世話及び機能訓練を行います。							総合福祉課
サービス見込み量		単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
必要見込数		人	26	27	27	27	
町内施設定員数		人	27	27	27	27	

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

施策内容						担当課等
● 町内にある有料老人ホーム（定員 29 人以下）等の特定施設に入居している要介護者に、介護や日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。						総合福祉課
サービス見込み量	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
必要見込数	人	—	—	—	—	
町内施設定員数	人	—	—	—	—	

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

施策内容						担当課等
● 町内にある特別養護老人ホーム（注1）（定員 29 人以下）に入所している要介護者に、介護や日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。						総合福祉課
サービス見込み量	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
必要見込数	人	—	—	—	—	
町内施設定員数	人	—	—	—	—	

⑧看護小規模多機能型居宅介護

施策内容						担当課等
● 小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせることで、医療ニーズの高い要介護者への支援を行います。						総合福祉課
サービス見込み量	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
必要見込数	人	—	—	—	—	

注1 特別養護老人ホーム：身体上又は精神上の障がいにより、常時介護が必要で、居宅での生活が困難な者を入所させる施設。原則、要介護3～5に該当する者が対象となる。

⑨地域密着型通所介護

施 策 内 容						担当課等
● デイサービスセンター等において、日帰りで、要介護者等の必要な日常生活上の世話と機能訓練を行います。						総合福祉課
サービス見込み量	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
延利用日数	日	14,382	14,682	14,824	15,374	

## (4) 介護保険の施設サービス

### 【現状と課題】

町内においても、核家族化と高齢化率の上昇に伴い高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者の増加による施設入所希望者の増加が見込まれます。待機期間の長期化が常態化しており、これを解消するため、第7期計画期間において、特別養護老人ホーム1施設（50床）を整備し、現在町内には介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）2施設、介護老人保健施設（老人保健施設）3施設があります。

また、第8期計画期間では、より医療ニーズの高い要介護者の生活施設として、介護医療院の整備を進める予定です。

要介護者にはできるだけ住みなれた自宅で生活できるように在宅サービスの充実を図るとともに、施設入所希望者には待機が長期化しないよう、利用者のニーズにあわせ、適切に整備していくことが重要です。

### 【目指すべき状態】

利用者ニーズに合った施設サービスが充実し待機期間が短くなり、重度要介護者やその家族が希望する施設を利用することができ、安心して生活することができる。

### 【施策内容と活動指標】

#### ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

施 策 内 容						担当課等
● 常時介護が必要で自宅での生活が困難な要介護者に対して、食事、入浴、排泄つなど日常生活上の世話、機能訓練や健康管理及び療養上の世話を行います。						総合福祉課
サービス見込み量	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
必要見込数	人	122	128	128	128	
町内施設定員数	人	130	130	130	130	

②介護老人保健施設

施 策 内 容						担当課等
● 病状が安定期にある要介護者が在宅復帰できるよう、看護・介護などの医学的管理のもと、機能訓練等必要な医療、日常生活上の世話をを行います。						総合福祉課
サービス見込み量	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
必要見込数	人	140	144	144	120	
町内施設定員数	人	169	169	169	129	

③介護療養型医療施設・介護医療院※

施 策 内 容						担当課等
● 「長期療養のための医療」と「日常生活上の介護」のいずれもが必要な要介護者に対して、これらのサービスを一体的に提供します。						総合福祉課
サービス見込み量	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
必要見込数	人	4	3	3	24	
町内施設定員数	人	—	—	—	40	

※従来の「介護療養病床」（慢性期の医療や看護、介護を行う介護療養型医療施設）が介護医療院に転換されま  
す（令和6年3月末で廃止）。



## (5) 介護保険サービス利用に係る低所得者への支援

### 【現状と課題】

介護保険サービス利用者に対し、利用者負担額が上限額を超えた場合に、高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費・特定入所者介護サービス費を所得等に応じて支給し、安心して介護保険サービスが利用できるよう取り組んでいます。

利用には申請が必要なことから、今後も継続して利用者やその家族等へ適切に周知していく必要があります。

### 【目指すべき状態】

介護保険サービス利用に係る低所得者への支援が充実し、介護保険サービスを必要な要介護者が、安心して介護保険サービスを利用することができる。

### 【施策内容と活動指標】

#### ①高額介護サービス費

施策内容						担当課等
● 介護保険の1か月の利用者負担額が高額となった場合に、利用者負担段階区分に応じた上限額を超えた場合に、支給します。						総合福祉課
サービス見込み量	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
支給件数	件	3,480	3,505	3,522	3,571	

#### ②高額医療合算介護サービス費

施策内容						担当課等
● 介護保険の利用者負担額と医療保険の一部負担金の1年間の合計額が高額となり、所得区分に応じた基準額を超えた場合に、超えた額を支給します。(それぞれの制度から支給されるものですが、介護保険分については高額医療合算介護サービス費として支給します。)						総合福祉課
サービス見込み量	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
支給件数	件	201	303	323	343	

③特定入所者介護サービス費

施 策 内 容						担当課等
● 所得段階に応じて施設サービスの居住費と食費の自己負担限度額を超えた分について、申請に基づき支給します。						総合福祉課
サービス見込み量	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
支給件数	件	3,065	3,248	3,264	3,309	

## (6) 介護給付適正化の推進

### 【現状と課題】

介護給付の適正化とは、介護給付が必要な人を適切に認定し、その人が必要とするサービスを過不足なく、事業者が適切に提供するよう促すことです。

介護保険制度は開始から20年あまりが経過し、高齢者の生活を支える制度として定着してきましたが、その一方で、受給者の状態にそぐわないサービスや過剰なサービスの提供といった問題も一部で見られるようになりました。こうしたサービスが増加すると、介護給付費の増大や介護保険料の上昇を招く可能性があります。

本町では、適正化の主要5事業（①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査、④介護給付費通知、⑤縦覧点検、医療情報との突合）のうち、要介護認定の適正化などの事業を実施してきましたが、主要5事業すべてを十分に実施するための体制づくりや、専門的な知識を持つ職員の確保などが課題となっています。

給付適正化事業は、町が保険者として本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら主体的・積極的に取り組むことが重要であり、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを適切に提供するため、事業を确实、効率的に実施する必要があります。

### 【目指すべき状態】

介護給付適正化主要5事業が適切に実施されることで、介護給付を必要とする受給者が適切に認定され、受給者が真に必要なとする過不足ないサービスが適切に提供されている。

## 【施策内容と活動指標】

### ①介護給付適正化事業

施 策 内 容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、認定調査票の記載内容について点検します。</li> <li>● ケアプラン点検を実施し、介護サービスが要介護者の自立支援につながるようなプラン作成を支援します。</li> <li>● 住宅改修の着工前に、適切な改修計画となっているか現地確認により点検します。</li> <li>● 国民健康保険団体連合会等から給付適正化情報を受け、不適切な給付がないか確認します。</li> <li>● 高齢者の自立支援に役立つサービス利用につなげるため、介護保険サービス利用者に対し、利用状況や総額等の実績を通知することを検討します。</li> </ul>						総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
認定調査票点検件数	件	961	1,017	1,022	1,036	
住宅改修事前確認件数	件	22	31	35	43	

## 【成果目標】

成果目標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5
主要5事業実施状況	事業	4	4	5	5

## (7) 介護人材の確保

### 【現状と課題】

全国的に介護人材の不足が大きな課題となっており、2025年には介護職員が30万人不足すると推計されています。町内の事業所においても職員の確保が非常に難しい状況にあり、実際に介護サービス事業所が事業廃止するなど深刻な状況です。

介護の仕事は大変なイメージが先行していますが、介護現場の実態を知ることで理解を深め、介護の仕事のやりがいや魅力を発信することにより、若年層・一般層の意識の醸成を図る必要があります。

### 【目指すべき状態】

介護の仕事の魅力を発信することにより現場への理解が深まり、介護職員希望者の増加や離職者を減らすことができる。

### 【施策内容と活動指標】

#### ①介護職の魅力発信と人材の育成

施策内容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町内の中学生・高校生等を対象に、介護の仕事紹介パンフレットの配布や映画上映をおこない、介護職への理解促進と進路の選択肢を広げます。</li> <li>● 町内事業所に勤務する介護職員が受講する研修に対し補助金を交付することで、人材の確保と資質の向上を図ります。</li> </ul>						総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
介護職の魅力発信	回	2	2	2	2	

### 【成果目標】

成果目標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5
町民の町内介護施設就職者数	人	18	20	20	20
研修補助金利用者数	人	2	3	3	3

## 2-4 高齢者福祉サービスの推進

### (1) 在宅サービス

#### 【現状と課題】

令和2年3月末において高齢化率 37%と超高齢社会となっている本町において、高齢者を支える体制づくりはとても重要です。

特にも近年増加している一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域コミュニティや民生委員・児童委員と連携した見守り体制の充実とともに、生活していくうえでさまざまな支援が必要です。

介護保険制度が始まる以前から高齢者のための在宅サービスが開始されており、介護保険では賄えない部分の生活支援サービスで、寝具洗濯等サービス事業、緊急通報装置貸与・給付事業、高齢者外出支援事業、軽度生活援助事業、老人日常生活用具給付等事業などにより高齢者の在宅生活を支援しています。

また、要介護被保険者等を介護する介護者への支援として家族介護者リフレッシュ事業や家族介護慰労事業、在宅高齢者等紙おむつ支給事業、在宅昼食サービス事業などを行っています。

さらに、身近な商店等の減少や高齢化の進行等により近隣に店舗がない、また、交通手段がないなどの理由により、日常生活に必要な食料品や日用雑貨品等の購入が困難な高齢者等も増えてきていることから、平成27年9月より高齢者等暮らしの活動支援事業として、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動を兼ねて生活物資の移動販売等を実施しています。

いずれの事業も、必要な高齢者ができるだけ早期に利用できるよう広く周知する必要があります。

#### 【目指すべき状態】

在宅生活を送る高齢者が必要なサービスを利用することができ、住み慣れた地域で安心して生活することができる。

#### 【施策内容と活動指標】

##### ①寝具洗濯等サービス事業

施策内容						担当課等
● 住民税非課税世帯等で寝具の衛生管理が困難であるおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に、普段使用している寝具の洗濯、乾燥、消毒をし、清潔で快適な生活が過ごせるよう支援します。						総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R3	R4	R5	
利用者数	人	10	15	15	15	

②緊急通報装置貸与・給付事業

施策内容						担当課等
● ひとり暮らし高齢者等に対し、24 時間体制で対応する緊急通報装置を貸与又は給付し、急病等の緊急時に迅速な対応をします。						総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
設置者数	人	49	50	50	50	

③高齢者外出支援事業

施策内容						担当課等
● 常時車椅子を利用している高齢者に対し、町に登録した介護タクシーを利用しての通院等外出費用の一部を助成します。						総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
延利用者数	人	21	20	20	20	

④軽度生活援助事業

施策内容						担当課等
● 外出時の援助、草取り、家屋の軽微な修繕、除雪などの軽易な日常生活上の援助を行うことにより、ひとり暮らし高齢者等の自立した生活と、要介護状態への進行を防止します。						総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
延利用者数	人	58	60	60	60	

⑤老人日常生活用具給付等事業

施策内容						担当課等
● 要援護高齢者等に対し、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、一点杖、シルバーカーなどの日常生活用具を給付又は貸与することにより、自立した日常生活が送れるよう支援します。						総合福祉課
サービス見込み量	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
延給付件数	件	3	3	3	3	

⑥訪問理美容サービス事業

施策内容						担当課等
● 理容院や美容院に出向くことが困難な高齢者等に対して、居宅でこれらのサービスを受けられるようにすることにより、在宅生活を支援します。						総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
延利用者数	人	6	10	10	10	

⑦生活管理指導短期宿泊事業

施策内容						担当課等
● 養護老人ホームにおいて生活指導を行い、高齢者が在宅生活を継続できるよう支援します。						総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
利用者数	人	2	1	1	1	



⑧高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり事業

施策内容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者や高齢者が自立した生活ができるよう、段差の解消や手すりの設置など移動困難を解消する住宅改修費を補助します。</li> </ul>						総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
住宅改修費助成件数	件	3	1	1	1	

⑨家族介護支援事業

施策内容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家族介護者リフレッシュ事業により、高齢者を介護している家族に対して、介護者相互の交流と心身の元気回復を図り、併せて介護教室を実施し介護技術を学べるよう支援します。</li> <li>● 介護保険を利用せずに在宅で高齢者等を介護している家族に対して、在宅生活の継続と身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るため、家族介護慰労金を支給します。</li> <li>● 在宅で常時紙おむつを使用している高齢者等を介護している家族の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ購入費用の一部を助成します。</li> <li>● 栄養改善が必要なひとり暮らし高齢者等へ、訪問により昼食の提供と安否確認をします。</li> </ul>						総合福祉課 社会福祉協議会
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
ア. 家族介護者リフレッシュ事業実施回数	回	2	2	2	2	
イ. 家族介護慰労事業給付者数	人	0	1	1	1	
ウ. 高齢者等紙おむつ支給事業利用者数	人	120	100	100	100	
エ. 在宅昼食サービス事業延利用者数	人	6,425	6,500	6,500	6,500	

⑩高齢者等暮らしの活動支援事業

施 策 内 容						担当課等
<p>● 身近な商店の減少や高齢化の進行により近隣に店舗がない等、日常生活に必要な食料品や日用雑貨品等の購入が困難な地域において、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動を兼ねて生活物資の移動販売を行います。</p>						総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
実利用者数	人	3,910	3,900	3,900	3,910	
1日平均利用者数	人	78.5	78.5	78.5	78.5	
見守り通報・連絡件数	回	0	0	0	0	

## (2) 介護保険対象外の施設サービス

### 【現状と課題】

町内には社会福祉法人が運営している養護老人ホームが1施設あり、定員は100名で、町内外からの入所者を受け入れています。

入所は老人福祉法に基づいて町が措置することとされているため、対象となる高齢者や家族から詳しく状況を聞き、必要に応じて適切に入所の手続きをとる必要があります。

また、町内の有料老人ホーム等については、民間会社が運営するサービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームが4施設あります。

高齢化が進み、身体的、精神的、環境的、経済的な理由により自宅で生活することが困難な高齢者が増える傾向にあるため、公的サービスのほか地域での助け合いが求められています。

### 【目指すべき状態】

在宅で生活することが困難な高齢者が、健康状態や経済力に合わせた施設等に入所し、安心して暮らすことができる。

### 【施策内容と活動指標】

#### ①養護老人ホーム

施 策 内 容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"><li>● 居宅において、環境上の理由及び経済的理由により養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、健全な生活ができるよう支援します。</li><li>● 入所された高齢者と年に1回面接し、養護老人ホームと連携を取りながら生活を支援します。</li></ul>						総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R3	R4	R5	
入所者数	人	18	20	20	20	
入所待機者数	人	0	0	0	0	

②有料老人ホーム等

施策内容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者の生活の場の選択肢の1つとして情報提供し、自分の能力や経済力による生活の場を選ぶことができるよう支援します。</li> <li>● 有料老人ホーム等において県と情報の連携を図りながら、ニーズに合わせた施設整備を検討します。</li> </ul>						総合福祉課
活動指標	単位	R元 実績値	R 3	R 4	R 5	
相談実人数	回	15	12	12	12	
町内施設定員数	人	58	49	49	49	

## 2-5 介護保険サービスの事業費及び介護保険料

### (1) 介護保険サービス事業費

#### ① 居宅・地域密着型・施設サービスの給付費

本計画における居宅・地域密着型サービス給付費については、前期第7期の事業実績及び人口推計を基にした要介護認定者数の推計から算出しています。(表1参照)

施設サービス給付費については、種別ごとに利用見込者数と平均利用額を乗じて算出していますが、令和5年度より開設予定の介護医療院に係る給付費を含んだ推計から算出しています。

今後3年間の給付費は、

- ・令和3年度 1,790,016千円
- ・令和4年度 1,826,137千円
- ・令和5年度 1,870,304千円

と見込まれます。

表1 居宅・地域密着型・施設サービス給付費

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 居宅サービス (計)	534,429	560,550	575,571
①訪問介護	85,087	85,488	86,804
②訪問入浴介護	9,017	10,160	10,681
③訪問看護	20,237	21,281	22,380
④訪問リハビリテーション	18,740	18,806	19,126
⑤居宅療養管理指導	4,016	4,018	4,170
⑥通所介護	151,909	154,475	159,825
⑦通所リハビリテーション	59,669	60,329	61,343
⑧短期入所生活介護	136,280	156,424	159,379
⑨短期入所療養介護	6,105	6,122	7,221
⑩特定施設入居者生活介護	9,576	9,581	9,581
⑪福祉用具貸与	32,969	33,042	34,237
⑫特定福祉用具販売	824	824	824
(2) 地域密着型サービス (計)	219,535	221,603	227,003
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,780	2,671	3,561
②夜間対応型訪問介護	0	0	0
③認知症対応型通所介護	16,123	16,222	16,357
④小規模多機能型居宅介護	0	0	0
⑤認知症対応型共同生活介護	84,460	84,507	84,507
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
⑧看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
⑨地域密着型通所介護	117,172	118,203	122,578
(3) 住宅改修	2,354	2,354	2,354
(4) 居宅介護支援	67,582	68,231	68,991
(5) 介護保険施設サービス (計)	966,116	973,399	996,385
①介護老人福祉施設	428,528	435,512	442,046
②介護老人保健施設	524,060	524,351	438,390
③介護療養型医療施設・介護医療院	13,528	13,536	115,949
介護給付費計 (合計) →(I) = (1)+(2)+(3)+(4)+(5)	1,790,016	1,826,137	1,870,304

## ② 介護予防・地域密着型介護予防サービスの給付費

本計画における介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費は、前期第7期の事業実績及び人口推計を基にした要支援認定者数の推計から算出しています。(表2参照)

今後3年間の給付費は、

- ・令和3年度 71,496千円
- ・令和4年度 73,441千円
- ・令和5年度 74,432千円

と見込まれます。

表2 介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 介護予防サービス (計)	58,872	60,505	61,392
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0
②介護予防訪問看護	7,565	8,184	8,395
③介護予防訪問リハビリテーション	8,210	8,346	8,395
④介護予防居宅療養管理指導	745	745	745
⑤介護予防通所リハビリテーション	33,021	33,313	33,823
⑥介護予防短期入所生活介護	3,208	3,543	3,543
⑦介護予防短期入所療養介護	0	0	0
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
⑨介護予防福祉用具貸与	5,281	5,532	5,649
⑩特定介護予防福祉用具販売	842	842	842
(2) 地域密着型介護予防サービス (計)	574	615	666
①介護予防認知症対応型通所介護	574	615	666
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3) 住宅改修	2,803	2,803	2,803
(4) 介護予防支援	9,247	9,518	9,571
予防給付費計 (合計)→(Ⅱ)=(1)+(2)+(3)+(4)	71,496	73,441	74,432

## ③ 介護保険標準給付見込額

介護保険標準給付見込額は、前述の①、②の給付費に特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を加えた合計額です。(表3参照)

なお、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費は、介護サービス利用者と利用額の増加から、給付費を見込んでいます。

また、審査支払手数料は、これまでの実績から伸び率を乗じて算出しています。

各年度の標準給付見込額は、

- ・令和3年度 2,026,954 千円
- ・令和4年度 2,058,971 千円
- ・令和5年度 2,106,693 千円

と見込まれます。

表3 標準給付見込額

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅・地域密着型・施設サービス給付費→(Ⅰ)	1,790,016	1,826,137	1,870,304
介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費→(Ⅱ)	71,496	73,441	74,432
特定入所者介護サービス費等給付額→(Ⅲ)	120,402	121,011	122,739
高額介護サービス費等給付額→(Ⅳ)	51,951	52,214	52,960
高額医療合算介護サービス費等給付額→(Ⅴ)	5,613	6,003	6,393
審査支払手数料→(Ⅵ)	1,900	1,908	1,916
制度改正等による影響見込額→(Ⅶ)	△14,424	△21,743	△22,051
標準給付見込額 (合計)→(Ⅰ)+(Ⅱ)+(Ⅲ)+(Ⅳ)+(Ⅴ)+(Ⅵ)+(Ⅶ)	2,026,954	2,058,971	2,106,693

#### ④ 地域支援事業費

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業費（社会保障充実分以外）・任意事業費、包括的支援事業費（社会保障充実分）で構成されています。

介護予防・日常生活支援総合事業費は、これまでの実績に伸び率を乗じて介護予防事業に必要な額を推計しています。また、包括的支援事業費及び任意事業費は、これまでの実績から当該事業に必要な額を推計しています。

各年度の事業費の見込額は、

- ・令和3年度 85,820 千円
- ・令和4年度 102,260 千円
- ・令和5年度 106,160 千円

と見込まれます。

表4 地域支援事業費

単位：千円

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域支援事業費見込額	85,820	102,260	106,160
介護予防・日常生活支援総合事業費	52,820	54,460	56,860
包括的支援事業費・任意事業費	33,000	47,800	49,300

## (2) 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料については原則として、前述の標準給付見込額と地域支援事業費に第1号被保険者の負担割合を乗じた額と調整交付金等の合計額を、第1号被保険者の見込み人数で割った額が基準額として算出されます。第8期介護保険事業計画での介護保険料は、第7期に引き続き、被保険者の所得状況に応じて、基準額に保険料率を乗じた9段階となり、被保険者の負担能力に応じた保険料設定となります。

第8期の第1号被保険者の負担割合は23.0%となります(第7期と同率)。保険料は、所得段階の「第5段階」の金額が基準保険料(保険料率1.00)となり、第8期における基準保険料月額が月額6,500円(140円の増)となります。算定方法の内訳と所得段階は以下のとおりです。(表5、6、図1参照)

表5 第1号被保険者保険料算定表

単位：千円(⑩のみ円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①標準給付見込額	2,026,954	2,058,971	2,106,693
②介護予防・日常生活支援総合事業費	52,820	54,460	56,860
③包括的支援事業費・任意事業費	33,000	47,800	49,300
④給付費等計(①+②+③)	2,112,774	2,161,231	2,212,853
⑤第1号被保険者負担分(④×23%)	485,938	497,083	508,956
⑥調整交付金相当額((①+②)×5%)	103,989	105,672	108,177
⑦調整交付金交付割合	6.89%	6.70%	6.54%
⑧調整交付金見込額((①+②)×⑦)	143,296	141,600	141,496
⑨財政安定化基金拠出金			0
⑩介護給付費準備基金取崩額			30,000
⑪財政安定化基金交付金			0
⑫保険料収納必要額 ※3年間総額 (⑤+⑥-⑧+⑨-⑩-⑪)			1,353,423
⑬予定保険料収納率			98.58%
⑭保険料賦課見込額(⑫÷⑬)			1,372,918
⑮所得段階補正後被保険者数			17,602
⑯保険料基準月額(⑭÷⑮÷12か月)			6,500円

※1,000円未満の端数処理により、項目ごとの計算結果が一致しないことがあります。



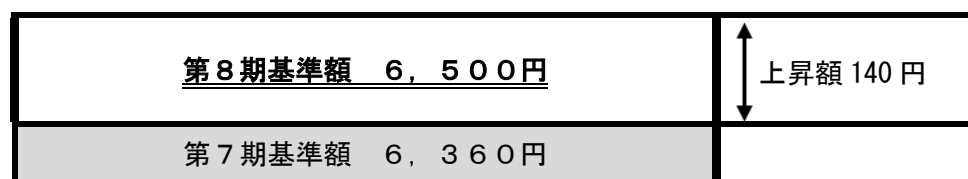
表6 第1号被保険者の月額保険料（令和3年度から3年間同額）

基準	月額保険料	保険料率	年額保険料	加入割合
第1段階（生活保護受給者。世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者又は合計所得金額+公的年金等収入金額が年額80万円以下の人）	6,500円 (6,360円)	0.30	23,400円 (22,900)	14.8%
第2段階（世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+公的年金等収入額が年額80万円を超え120万円以下の人）		0.50	39,000円 (38,200)	7.9%
第3段階（世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+公的年金等収入金額が120万円を超える人）		0.70	54,600円 (53,400)	6.5%
第4段階（本人が住民税非課税でかつ公的年金収入額が年額80万円以下で、同じ世帯に住民税課税の者がいる人）		0.90	70,200円 (68,700)	18.5%
第5段階（本人が住民税非課税でかつ公的年金等の収入金額が年額80万円を超え、同じ世帯に住民税課税の者がいる人）		1.00	78,000円 (76,400)	19.8%
第6段階（本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人）		1.20	93,600円 (91,600)	15.1%
第7段階（本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人）		1.30	101,400円 (99,300)	9.6%
第8段階（本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人）		1.50	117,000円 (114,500)	4.5%
第9段階（本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上の人）		1.70	132,600円 (129,800)	3.4%
基準保険料月額	6,500円 (6,360円)			

※（ ）内は、第7期介護保険事業計画における保険料額

※第1段階から第3段階は軽減措置後の額

図1 介護保険料イメージ図



### 雫石町介護保険サービス提供事業所等一覧

地区	No.	事業所名	サービス種別	郵便番号	所在地	電話番号
雫石	1	雫石町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援	020-0541	雫石町千刈田82-2	692-2230
	2	雫石町地域包括支援センター	介護予防支援	020-0541	雫石町千刈田5-1	691-1105
	3	篠村医院	通所リハビリ	020-0524	雫石町寺の下105-12	692-5151
	4	J A ライフサポート 雫石指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援	020-0554	雫石町町裏75-1	692-2622
		J A ライフサポート 雫石指定通所介護事業所	通所介護			692-6150
	5	松寿荘指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援	020-0539	雫石町上町東5	601-7112
		松寿荘指定訪問介護事業所	訪問介護	020-0503	雫石町七ツ森16-37	692-2511
	6	介護老人保健施設はーとぼーと雫石	介護老人保健施設、 短期入所療養介護、 通所リハビリ	020-0502	雫石町板橋3-7	692-3336
		介護老人保健施設はーとぼーと雫石2号館	介護老人保健施設、 短期入所療養介護、 通所リハビリ			691-1022
		はーとぼーと雫石指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援			692-3788
		グループホームたんたん	地域密着型 認知症対応型共同生活介護			
	7	デイサービスセンターにこトピア雫石	通所介護	020-0536	雫石町八卦50-1	691-2888
	8	いわてリハビリテーションセンター	訪問看護、訪問リハビリ	020-0503	雫石町七ツ森16-243	692-5800
	9	ななかまど居宅介護支援事業所	居宅介護支援	020-0544	雫石町柿木5-4	656-9078
		リハビリ型デイサービスセンターささこつ	地域密着型通所介護			656-9505
訪問介護事業所ひまわり		訪問介護	691-1555			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護ひまわり		定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護				
10	しずくいし訪問看護ステーション心	訪問看護	020-0542	雫石町万田渡74-1	681-6502	
御所	11	グループホームしずくいし	地域密着型 認知症対応型共同生活介護	020-0572	雫石町西安庭第15地割81-26	691-1115
	12	うぐいすの郷通所介護センター	地域密着型通所介護	020-0572	雫石町西安庭第26地割130-1	692-5888
	13	特別養護老人ホームおうしゆく	介護老人福祉施設、 短期入所生活介護	020-0574	雫石町鶯宿第9地割67-1	695-2580
		デイサービスセンターおうしゆく	地域密着型 認知症対応型通所介護			695-2587
		居宅介護支援事業所おうしゆく	居宅介護支援			
	14	日赤鶯鳴荘指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援	020-0573	雫石町南畑第32地割15-30	695-2536
		日赤鶯鳴荘デイサービスセンター	地域密着型通所介護			695-2473
		特別養護老人ホーム日赤鶯鳴荘	介護老人福祉施設			695-2131
		日赤鶯鳴荘短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護			
	15	介護老人保健施設おうしゆく	介護老人保健施設、 短期入所療養介護	020-0573	雫石町南畑第32地割265	695-2333
西山	16	松寿荘指定地域密着型通所介護事業所	地域密着型通所介護	020-0585	雫石町長山篠川原156-2	601-9057